

[本文へ](#)[サイトマップ](#)[English](#)文字サイズ [小](#) [中](#) [大](#) [サイト内検索](#)[トップページ](#) [中小企業庁について](#) [中小企業憲章・法令](#) [公募・情報公開](#) [審議会・研究会](#) [予算](#) [白書・統計情報](#)[トップページ](#) ▶ [経営サポート](#) ▶ [小規模企業支援](#)

平成27年度補正予算小規模事業者支援パッケージ事業小規模事業者持続化補助金の公募を開始します

平成28年2月26日

※お問い合わせ先の電話番号を記載しました(28年2月26日)

小規模事業者が、商工会・商工会議所と一体となって、販路開拓に取り組む費用（チラシ作成費用や商談会参加のための運賃など）を支援します。

複数の事業者が連携した共同事業、海外展開や雇用対策に取り組む事業、移動販売などによる買い物弱者対策に取り組む事業については、補助上限額を引き上げ、より重点的に支援します。また、業務効率化・生産性向上に向けた取り組みについても支援の対象とします。

補助概要

補助率	補助対象経費の3分の2以内
補助上限額	50万円 100万円（雇用増加、海外展開、買い物弱者対策） 500万円（連携する小規模事業者数による）

補助対象者

製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む会社及び個人事業主であり、常時使用する従業員の数が20人以下（卸売業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下）の事業者。

公募期間

平成28年2月26日(金)～平成28年5月13日(金)

その他

詳しくは、公募要領をご覧ください。

商工会の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者の方

全国商工会連合会

電話でのお問い合わせは、申請予定の商工会が所在する地域の都道府県商工会連合会に行ってください。

http://www.shokokai.or.jp/?post_type=annais&p=3224

商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者の方

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局

03-6459-2004 (9:30~12:00、13:00~17:30) (土日祝日、年末年始を除く)

<http://h27.jizokukahojokin.info/>

(本発表のお問い合わせ先)

中小企業庁小規模企業振興課長 苗村

担当者：楠木、木村、入口

電話：03-3501-1511(内線5381)

03-3501-2036(直通)

出版物 | ご意見箱 | リンク | 利用規約 | プライバシー
ポリシー | 各省庁サイト検索

中小企業庁

〒100-8912 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話：03-3501-1511(代表)